

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

ひかみシルバーホーム運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人敬愛会が開設する認知症対応型共同生活介護ひかみシルバーホーム（以下「事業所」という。）において実施する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の提供に当たっては、認知症である入居者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するものである。
- 2 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう入居者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人 敬愛会 認知症対応型共同生活介護事業所
ひかみシルバーホーム
- （2）所在地 兵庫県丹波市氷上町絹山1番地
- （3）電 話 0795-80-2777（直通）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 7名以上

介護従業者は、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

夜勤時間帯は、常時1名以上の介護従業者を配置する。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。)

居室 個室とする。

(事業の内容)

第6条 事業所で行うの事業の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助等

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、事業の提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じて作成した介護計画について、入居者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介

護）計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を入居者に交付するものとする。

- 4 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成後においても、他の介護従業者及び入居者が認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料）

第8条

- 1 事業所で行う事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）（介護予防にあつては、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号））によるものとする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 家賃 | 60,000円／月 |
| ② 水道光熱費 | 19,800円／月 |
| ③ 日用品費 | 100円／日 |
| ④ 食材費 | 1,433円／日 |
| ⑤ 電気製品使用料 | 110円／日（希望に応じてご負担） |
| ⑥ おしめ代 | 実費（希望に応じてご負担） |
| ⑦ 理容代 | 2,500円／回（希望に応じてご負担） |

- 3 家賃、水道光熱費については、1ヶ月に満たない場合は日割計算とする。
- 4 前項の利用料等の支払を受けたときは、入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 事業の提供に際し、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（入退居にあたっての留意事項）

- 第9条 事業の対象者は要介護者（要支援者）であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象か

ら除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 入居者の退居に際しては、入居者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、入居者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、入居者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、

損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第 13 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるも

のとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、事業の提供に係る入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た入居者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ

を得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

（地域との連携など）

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、事業の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第20条 当施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条

1. 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回
2. 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人 敬愛会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 16 年 11 月 1 日付一部変更。

平成 17 年 8 月 1 日付一部変更。

平成 18 年 4 月 1 日付一部変更。

平成 22 年 2 月 1 日付一部変更。

平成 24 年 4 月 1 日付一部変更。

平成 26 年 4 月 1 日付一部変更。

平成 27 年 4 月 1 日付一部変更。

平成 28 年 12 月 1 日付一部変更。

令和元年 10 月 1 日付一部変更。

令和 5 年 4 月 1 日付一部変更。

令和 6 年 8 月 1 日付一部変更。

令和 7 年 4 月 1 日付一部変更。